確定拠出年金向け説明資料

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド

投資信託協会分類:追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

◆この投資信託(以下、「本ファンド」という場合があります。)は、投資信託財産の中長期的な成長を図ることをめざして運用を行います。

◆主に、アジア・フロンティア・マーケットという、アジアの比較的小さくまだ発展途上の商圏において恩恵を受ける企業へ投資します。このアジア・フロンティア・マーケットには、例えば、バングラデシュ、モンゴル、カザフスタン、スリランカ、ベトナム等が含まれますが、これらに限られるものではありません。これらの国々の企業および当該各国で主な事業展開をする企業の上場株式等(他の比較的大きな株式市場)に投資する外国投資信託受益証券および受益権を投資対象とします。
※一部、上場予定の未公開株式および債券等に投資する場合があります。

◆外国投資信託受益証券の運用については、「ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド(香港)」が行います。

◆外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。

2. 主要投資対象

◆本ファンドは、外国投資信託「ハーベスト・アジア フロンティア エクイティファンド クラスJ(ケイマン籍／円建て)」受益証券と「FOFs用短期金融資産ファンド(適格機関投資家専用)」受益権に投資します。

3. 主な投資制限

◆投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

◆外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

◆株式への直接投資は行いません。

4. ベンチマーク

◆ありません。

5. 信託設定日

◆2011 年 10 月 28 日

6. 信託期間

◆無期限

7. 償還条項

◆ファンドの受益権の残存口数が 10 億口を下回ることとなった場合には、繰上償還となる場合があります。

8. 決算日

◆毎年 10 月 25 日(ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)

9. 信託報酬

◆信託財産の純資産総額に対して年 1.474%(税抜:年 1.34%)を乗じて得た金額
運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。
なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。

運用管理費用 (信託報酬)		年 1.474%(税抜:年 1.34%)
内訳	委託会社	年 0.66% (税抜:年 0.60%)
	販売会社	年 0.77% (税抜:年 0.70%)
	受託会社	年 0.044%(税抜:年 0.04%)
投資対象とする投資信託証券の信託報酬※1		年 0.65%程度
実質的な負担※2		年 2.124%(税込)程度

※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率 0.65%)を表示しています。

※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。

■本資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■ 本資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。(101701_2507)

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

10. 信託報酬以外のコスト

◆ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等（有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等）が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。

当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

11. お申込み単位

◆1円以上1円単位

12. お申込み価額

◆ご購入約定日の基準価額

13. お申込み手数料

◆ありません。

14. ご解約価額

◆ご売却約定日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額

15. 信託財産留保額

◆ご売却約定日の基準価額に 0.3%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。
※信託財産留保額は、換金の際に控除され、投資信託財産に組入れられます。

16. 収益分配

◆年1回の決算日（原則として 10 月 25 日）に収益分配方針に基づき分配を行います。
※分配金は自動的に全額、無手数料で再投資されます。

17. お申込み不可日等

◆香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。（なお、お申込み可能日であっても、証券取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断でファンドの受益証券の取得および解約の申込み受付を中止する場合があります。また、確定拠出年金制度上、取扱いできない場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。）

18. 課税関係

◆確定拠出年金制度上、運用益は非課税です。

19. 損失の可能性

◆基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、購入者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。また、運用により信託財産に生じた損益はすべて購入者のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

◆投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持ち分の計算方法

◆換金価額×保有口数
※基準価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は 10,000 で除して下さい。

22. 委託会社

◆SBIアセットマネジメント株式会社
（信託財産の運用の指図等を行います。）
金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 311 号
加入協会／一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

23. 受託会社

◆三井住友信託銀行株式会社
（信託財産の保管・管理業務等を行います。）

■本資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■ 本資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますの で、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。(101701_2507)

ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド

投資信託協会分類：追加型投信／海外／株式

本商品は元本確保型の商品ではありません

24. 基準価額の主な変動要因等

本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

【株価変動リスク】
株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

【為替変動リスク】
外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

【カントリーリスク】
投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額は影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場には、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、ならびに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

【信用リスク】
投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

【流動性リスク】
投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

■本資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド」の募集については、委託会社は、法令の規定により、有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■ 本資料は、確定拠出年金法施行規則第 20 条に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、本商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元金および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。(101701_2507)